



# 宮 崎 県 公 報

令和6年5月30日(木曜日) 第513号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 告 示

- 救急診療所の認定……………(医療政策課) 1
- 道路の供用の開始……………(道路保全課) 1

### 訓 令

- 宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令……………(人事課) 1

### 公 告

- 地籍調査に関する事業計画の決定……………(農村計画課) 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 2
- 土地改良区の定款変更の認可……………( “ ) 3
- 県営土地改良事業の工事の完了……………( “ ) 3
- 都市計画の変更の案の縦覧(6件)……………(都市計画課) 3

### 人事委員会規則

- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………5

## 告 示

### 宮崎県告示第 305号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所と認定した。

令和6年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
おがわクリニック	延岡市大貫町2丁目1206番の1

#### 2 救急診療所の認定の有効期間

令和6年6月4日から令和9年6月3日まで

### 宮崎県告示第 306号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年5月30日から同年6月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	268号	宮崎市高岡町浦之名字古宮田1036番1地先から同市同町浦之名同字1045番1地先まで	令和6年5月30日

## 訓 令

宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和6年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 訓令第13号

#### 宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員表彰規程(平成元年訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第9条 [略] 2 [略] 3 審査員は、総合政策部長、総務部長、福祉保健部長、環境森林部長、商工観光労働部長、農政水産部長、県土整備部長及び会計	第9条 [略] 2 [略] 3 審査員は、総合政策部長、総務部長、福祉保健部長、環境森林部長、商工観光労働部長、農政水産部長、 <u>県土整備部長、宮崎国</u>

本 庁  
各 出 先 機 関

管理者をもって充てる。

4 [略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

**公 告**

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

令和6年5月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調 査 地 域
宮崎市	宮崎市大字内海・青島
都城市	都城市夏尾町
延岡市	延岡市川島町・北一ヶ岡・緑ヶ丘・ニツ島、 北方町榎峰、北浦町三川内、北川町川内名
日南市	日南市伊比井・毛吉田・酒谷・楠原
小林市	小林市真方・北西方・細野
日向市	日向市幸脇、美々津町、東郷町下三ヶ
串間市	串間市市木・大平・崎田・大納
西都市	西都市大字鹿野田・大字荒武・大字八重
えびの市	えびの市末永
国富町	東諸県郡国富町深年・須志田
綾町	東諸県郡綾町南俣・入野・北俣
高鍋町	児湯郡高鍋町南高鍋
椎葉村	東臼杵郡椎葉村不土野
高千穂町	西臼杵郡高千穂町向山
五ヶ瀬町	西臼杵郡五ヶ瀬町鞍岡
南那珂森林組合	串間市市木・都井

2 調査期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年5月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 安 則	児湯郡木城町大字高城1183番地 1
理 事	横 尾 公 啓	児湯郡木城町大字高城 203番地 7
理 事	甲 斐 政 治	児湯郡木城町大字椎木4705番地
理 事	坂 本 秀 徳	児湯郡高鍋町大字上江3807番地
理 事	小 泉 桂 一	児湯郡高鍋町大字上江4548番地 1

スポ・障スポ局長及び会計管理者をもって充てる。

4 [略]

理 事	上 野 光 正	児湯郡高鍋町大字持田3073番地 4
理 事	永 友 良 和	児湯郡高鍋町大字持田4948番地 2
理 事	蓑 毛 栄 蔵	児湯郡高鍋町大字北高鍋2629番地 1
理 事	浦 叶	児湯郡高鍋町大字南高鍋7383番地 2
理 事	永 友 祥 一	児湯郡高鍋町大字蚊口浦19番地 5
理 事	萩 原 一 也	児湯郡木城町大字高城3993番地 4
理 事	小 山 圭 一	児湯郡高鍋町大字北高鍋1312番地 1
理 事	坂 元 洋 子	児湯郡高鍋町大字上江6649番地 2 71
理 事	久 保 若 菜	児湯郡木城町大字椎木1003番地 3
監 事	黒 木 輝 幸	児湯郡高鍋町大字上江4851番地17
監 事	永 岡 雅 人	児湯郡木城町大字椎木1731番地
監 事	杉 田 博	児湯郡木城町大字高城 839番地

(任期：令和10年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 政 治	児湯郡木城町大字椎木4705番地
理 事	堀 田 計 一	児湯郡木城町大字高城3822番地 3
理 事	横 尾 公 啓	児湯郡木城町大字高城 203番地 7
理 事	坂 本 秀 徳	児湯郡高鍋町大字上江3807番地
理 事	橋 本 重 美	児湯郡高鍋町大字持田4167番地
理 事	上 野 光 正	児湯郡高鍋町大字持田3073番地 4
理 事	坂 本 弘 志	児湯郡高鍋町大字上江4647番地 1
理 事	小 嶋 秀 樹	児湯郡高鍋町大字北高鍋2671番地

理事	永友祥一	児湯郡高鍋町大字蚊口浦19番地5
理事	浦叶	児湯郡高鍋町大字南高鍋7383番地2
理事	萩原一也	児湯郡木城町大字高城3993番地4
理事	小山圭一	児湯郡高鍋町大字北高鍋1312番地1
監事	黒木輝幸	児湯郡高鍋町大字上江4851番地17
監事	永岡雅人	児湯郡木城町大字椎木1731番地
監事	杉田博	児湯郡木城町大字高城 839番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、柳瀬土地改良区(新富町)から令和6年3月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和6年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
馬越上・下	宮崎市	ため池等整備事業	令和5年9月28日
大谷上池	国富町	ため池等整備事業	令和6年3月26日
権現新	宮崎市	ため池等整備事業	令和5年12月21日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和6年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 都市計画の種類及びその名称

##### (1) 種類

日向延岡新産業都市計画道路

##### (2) 名称

1・3・3号延岡西都線

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

##### (1) 追加する部分

東臼杵郡門川町大字加草字米田、字加草口、字柳ヶ谷、字梅

田、字倉谷、字京手及び字霜月田、同町大字門川尾末字宮ノ迫、字地蔵面、字弓田、字堂ノ本、字由良ノ口、字西又、字黒岩谷、字森ノ前、字堀ノ内、字宮ノ脇、字下宮川内及び字分蔵、日向市大字日知屋字西の迫、字団子の越、字淀原、字ホセキギワ、字古屋敷及び字池の内、同市大字富高字程ヶ迫、字板平、字鍛冶屋ヶ原、字前原、字山田、字北の迫、字長迫、字山下、字鶴ノ田、字上切畑、字上鷹巣及び字下切畑、同市大字塩見字上切畑、字駄撃原、字蔵ノ後、字古城内、字上ノ坊、字坊ノ下、字瀬ノ口、字清水、字下中野、字上中野及び字権現原山添、同市大字財光寺字大谷尻、字樋ノ口及び字三ツ枝、同市大字平岩字下ノ原、字恵良ノ田、字北前田、字ジデン、字山ヶ田、字橋ノ口、字中島、字岩淵、字深田、字清水ノ元、字坂ノ下、字馬込、字馬込奥、字馬込南畑、字カナヂ藪、字岡、字谷口、字平尾、字本村、字コウ地、字中の別府、字ミコノ子、字金ヶ浜、字加原、字ナガソ、字中高鳥、字上高鳥、字下高鳥、字西鳥越及び字片平山、同市大字幸脇字西境川、字宮田及び字天狗日暮、同市美々津町字美山ヶ辻及び字麻附並びに同市東郷町山陰字落鹿、字日平、字山ノ口及び字向ヲ原の一部

##### (2) 削除する部分

なし

#### 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

##### (1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所、日向市都市政策課及び門川町建設課

##### (2) 期間

令和6年5月30日から令和6年6月13日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和6年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 都市計画の種類及びその名称

##### (1) 種類

都農都市計画道路

##### (2) 名称

1・3・3号延岡西都線

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

##### (1) 追加する部分

児湯郡都農町大字川北字境谷、字舟川、字舟川前田、字舟川中原、字舟川尾立、字榎谷、字西尾立、字内野後原、字西原、字宮原、字下原、字寺下、字西の郡、字井出ヶ平、字木戸平、字荒崎平、字馬場口、字苙生尾立、字俵石、字湯牟田、字朝草原、字竜ヶ平及び字尾立の一部

##### (2) 削除する部分

なし

#### 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

##### (1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県高鍋土木事務所及び都農町建設課

(2) 期間

令和 6 年 5 月 30 日から令和 6 年 6 月 13 日まで

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 6 年 5 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

川南都市計画道路

(2) 名称

1・3・3号延岡西都線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

児湯郡川南町大字川南字宮田上、字八幡山、字上の原北分、字上の原南分、字込の口土尻、字黒岩、字黒岩北、字明野、字内野丸、字宮田、字山ノ口、字蟻の草、字谷の口、字野中、字山瀬谷、字市納上、字松尾谷、字轍立、字天神本、字赤石、字境谷下、字鶴戸の本、字北原、字丸尾、字前久保、字須田久保、字前の田、字赤坂下、字前の田村下、字東国光、字山下道上、字国光原、字湯牟田、字尾花坂上、字尾花西平及び字角谷の一部

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県高鍋土木事務所及び川南町建設課

(2) 期間

令和 6 年 5 月 30 日から令和 6 年 6 月 13 日まで

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 6 年 5 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

高鍋都市計画道路

(2) 名称

1・3・3号延岡西都線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

児湯郡高鍋町大字上江字五郎丸河原、字五郎丸、字野首、字北中原、字下老瀬坂上、字南中原、字下耳切、字牛牧原、字北

唐木戸、字東小並、字西小並、字黒土田、字市ノ山、字牧内及び字塚谷の一部

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県高鍋土木事務所及び高鍋町建設管理課

(2) 期間

令和 6 年 5 月 30 日から令和 6 年 6 月 13 日まで

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 6 年 5 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

新富都市計画道路

(2) 名称

1・3・3号延岡西都線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

児湯郡新富町大字新田字音明寺、字下迫口、字下谷川、字大牟田、字新橋、字下出口、字中原、字大中原、字吐合、字前原、字岩瀬、字上新開、字一丁田、字勘大寺、字駒取場、字永牟田、字尾小原、字出口、字向原、字綿打、字下川、字石田、字花崗、字部頭迫、字西河原及び字土橋の一部

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県高鍋土木事務所及び新富町都市建設課

(2) 期間

令和 6 年 5 月 30 日から令和 6 年 6 月 13 日まで

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 6 年 5 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

西都都市計画道路

(2) 名称

1・3・3号延岡西都線	なし
2 都市計画を変更する土地の区域	3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
(1) 追加する部分 西都市大字岡富字宮ノ東、字岡富、字宮ノ前、字船倉下、字船倉、字下敷太郎、字上敷太郎及び字蔵ノ向並びに同市大字黒生野字蔵向の一部	(1) 場所 宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県西都土木事務所及び西都市建設課
(2) 削除する部分	(2) 期間 令和6年5月30日から令和6年6月13日まで

## 人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月30日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

### 宮崎県人事委員会規則第18号

#### 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第13条 第7条第1項の規定は、前条に規定する給与条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。 <u>ただし、同項第1号カに規定する職員であった期間を除く。</u>	第13条 第7条第1項の規定は、前条に規定する給与条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。
2 [略]	2 [略]

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--